

第 134 号 (令和 5 年 5 月 2 日 発行)	発行日 5 日、15 日、25 日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[規則]

- △ 横浜市国民健康保険条例付則第 22 項の規則で定める日を定める規則【健康福祉局保険年金課】 3
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】 4

[告示]

- △ 家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 5
- △ 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認【こども青少年局こども施設整備課】 6
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 7
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 8
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 9
- △ 同 【こども青少年局こども施設整備課】 10
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 11
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更【健康福祉局医療援助課】 12
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 13
- △ 「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託【健康福祉局障害施策推進課】 14
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 16
- △ 老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】 17
- △ 保存すべき緑地の指定【環境創造局緑地保全推進課】 18
- △ 都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務の委託【都筑区区政推進課】 20

[公告]

- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 21
- △ 予防接種の実施について【医療局健康安全課】 23
- △ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】 24
- △ 排水設備指定工事店の指定の効力の停止【環境創造局管路保全課】 25
- △ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく措置【資源循環局事業系廃棄物対策課】 26
- △ 横浜国際港都建設計画都市再生特別地区の市素案の公聴会の開催の中止【建築局都市計画課】 27

△ 横浜国際港都建設計画道路の市素案の公聴会の開催の中止【建築局都市計画課】	28
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	29
△ 同【建築局調整区域課】	30
△ 同【建築局調整区域課】	31
△ 同【建築局調整区域課】	32
△ 同【建築局調整区域課】	33
△ 同【建築局調整区域課】	34
△ 同【建築局調整区域課】	35
△ 同【建築局調整区域課】	36
△ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	37
△ 同【建築局調整区域課】	38
△ 土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可【都市整備局市街地整備調整課】	39
【区告示】	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【港南区地域振興課】	40
【医療局病院経営本部】	
△ 横浜市立市民病院診療費未収債権回収業務の委託【市民病院医事課】	41
△ 横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務の委託【市民病院医事課】	42
【教育委員会】	
△ 職員の懲戒処分【教職員人事課】	43
【監査委員】	
△ 包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表【監査管理課】	44

規則

横浜市国民健康保険条例付則第 22 項の規則で定める日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市規則第 44 号

横浜市国民健康保険条例付則第 22 項の規則で定める日を定める規則

横浜市国民健康保険条例（昭和 35 年 12 月横浜市条例第 35 号）付則第 22 項の規則で定める日は、令和 5 年 5 月 7 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第 45 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 89 条第 1 項第 1 号中「すべて」を「全て」に改め、「原油換算エネルギー使用量（」の次に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 68 号）第 1 条の規定による改正前の」を加え、同項第 2 号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「すべて」を「全て」に改める。

別表第 18 の 2 の表に次のように加える。

58	アニリン
59	ペルフルオロオクタン酸（別名 P F O A）及びその塩
60	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 P F O S）及びその塩
61	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則第 89 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 304 号

家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・
確認

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 34 条の 15 第 2 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 43 条第 1 項の規定により、家庭的保育事業等及び特定地域型保育事業の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	小規模保育事業 A 型
施設名称	グロウアップモンテッソーリ子どもの家（立 場園）
設置者	特定非営利活動法人こもれび福祉の会
所在地	泉区中田西一丁目 8 番 4 号

横浜市告示第 305 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	横浜西口保育園
設置者	株式会社ホイト
所在地	西区西平沼町 4 番 1 号

横浜市告示第 306 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	希望ヶ丘プラス保育園
設置者	特定非営利活動法人プラス保育園
所在地	旭区中希望が丘 107 番地の 31

横浜市告示第 307 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	日吉箕輪えほんの森保育園
設置者	株式会社みんなの未来計画
所在地	港北区箕輪町二丁目 13 番 15 号

横浜市告示第 308 号

児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項及び子ども・
 子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 31 条第 1 項の規定により、
 児童福祉施設及び特定教育・保育施設の設置認可・確認をした。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中 竹 春

設置認可・確認 年月日	令和 5 年 4 月 1 日
施設種別	保育所
施設名称	スターチャイルド《長津田駅前ナーサリー》
設置者	ヒューマンスターチャイルド株式会社
所在地	緑区長津田五丁目 4 番 28 - 1 号

横 浜 市 告 示 第 309 号

児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認
 児 童 福 祉 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 164 号 ） 第 35 条 第 4 項 及 び 子 ど も ・
 子 育 て 支 援 法 （ 平 成 24 年 法 律 第 65 号 ） 第 31 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、
 児 童 福 祉 施 設 及 び 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 の 設 置 認 可 ・ 確 認 を し た 。

令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

設 置 認 可 ・ 確 認 年 月 日	令 和 5 年 4 月 1 日
施 設 種 別	保 育 所
施 設 名 称	あーす 保 育 園 横 濱 戸 塚
設 置 者	株 式 会 社 ア ピ カ ル
所 在 地	戸 塚 区 矢 部 町 14 番 地 の 5

横浜市告示第 310 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 5 月 1 日	はなまるこどもの成長クリニック	青葉区藤が丘一丁目 36 番 3 号	病院又は診療所
同	ごりら薬局	中区弥生町 2 丁目 15 番地の 1	薬局
同	みらい薬局日吉本町店	港北区日吉本町五丁目 4 番 3 号	同

横浜市告示第 311 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の変更

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 3 月 7 日	(新)アイン薬局横浜美しが丘店	青葉区美しが丘一丁目 23 番地の 2	薬局
	(旧)松田薬局		
令和 5 年 3 月 10 日	(新)信堂薬局	南区宮元町 3 丁目 54 番地	同
	(旧)有限会社信堂薬局		
令和 5 年 3 月 11 日	有限会社中央調剤薬局	(新)西区戸部本町 14 番 3 号	同
		(旧)西区中央一丁目 11 番 1 号	
令和 5 年 3 月 13 日	(新)おおふな駅前薬局	栄区笠間一丁目 1 番 1 号	同
	(旧)徳陽調剤薬局		
令和 5 年 3 月 14 日	(新)ひまわり薬局本牧店	中区本牧原 1 番 4 号	同
	(旧)本牧中央薬局		
令和 5 年 3 月 29 日	(新)フォーライフ薬局マーク店	瀬谷区五貫目町 10 番地の 74	同
	(旧)大晃堂マーク薬局		

横浜市告示第 312 号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 47 号）による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 3 月 12 日	平安堂薬局戸部店	西区戸部町 7 丁目 225 番地	薬局
令和 5 年 4 月 7 日	センター北調剤薬局	都筑区中川中央一 丁目 1 番 5 号	同
令和 5 年 3 月 31 日	オリーブ薬局杉田店	磯子区杉田三丁目 11 番 15 号	同
令和 5 年 2 月 22 日	薬局トモズ江田店	青葉区荏田北 3 丁 目 1 番 1 号	同

横浜市告示第 313 号

「障害福祉のあんない」売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、「障害福祉のあんない」売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
社会福祉法人大樹 理事長 山本一郎	鶴見区北寺尾四丁目 21 番 20 号	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで
一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会 理事長 道下久美子	神奈川区立町 14 番地の 3	同
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清水龍男	神奈川区二ツ谷町 9 番地の 5	同
グリーンファシリティーズ瀬谷株式会社 代表取締役 浮穴浩一	西区みなとみらい三丁目 6 番 1 号	同
社会福祉法人そよかぜの丘 理事長 高森政雄	港南区港南四丁目 2 番 8 号	同
社会福祉法人ル・プリ 理事長 宮内眞治	旭区金が谷 550 番地	同
社会福祉法人偕恵園 理事長 竹内勇	旭区上白根町 783 番地	同
株式会社清光社 代表取締役 鈴木真	中区山下町 1 番地	同
社会福祉法人横浜共生会 理事長 村松紀美枝	港北区新吉田町 6, 001 番地の 6	同

社会福祉法人ひかり 理事長 齊藤進治	戸塚区川上町 4 番 地の 9	同
特定非営利活動法人横 浜市手をつなぐ育成会 理事長 田中榮子	戸塚区戸塚町 2,80 4 番地	同
社会福祉法人訪問の家 理事長 名里晴美	栄区桂台中 4 番 7 号	同
有限会社ヤスイチ酒店 代表取締役 安西稔	泉区和泉中央北六 丁目 25 番 1 号	同
社会福祉法人すみなす 会 理事長 村上友利	金沢区釜利谷南二 丁目 8 番 1 号	同
株式会社サンワックス 代表取締役 野原治人	埼玉県熊谷市問屋 町二丁目 5 番 13 号	

横浜市告示第 314 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和 5 年 2 月 1 日	(新) なの花薬局 たてば店	泉区和泉中央南一丁目 10 番 37 号	薬局
	(旧) たてば薬局		
同	(新) アイソ薬局 あかね台店	青葉区恩田町 1,778 番地の 1	同
	(旧) あかね台たんぽぽ薬局		
同	(新) 大信薬局 磯子店	磯子区杉田坪呑 2 番 3 号	同
	(旧) ふれあい調剤薬局 磯子店		
同	(新) 大信薬局 センター北店	都筑区中川中央一丁目 2 番 2 号	同
	(旧) ふれあい調剤薬局 センター北店		

横浜市告示第 315 号

老人福祉施設の事業変更認可

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり老人福祉施設の入所定員の変更を認可した。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

認可年月日	施設種別	施設名称	施設長	変更事項 (定員)	
				新	旧
令和 5 年 5 月 1 日	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 本牧ホーム	上 曾 淳 一	人 80	人 96
令和 5 年 5 月 1 日	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 相生荘	相 澤 史 人	人 90	人 94
令和 5 年 5 月 1 日	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム ひばり	門 間 善 則	人 90	人 100
令和 5 年 5 月 1 日	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 白朋苑	野 尻 周 志	人 80	人 100
令和 5 年 5 月 1 日	特別養護老人ホーム	第 2 新横浜 パークサイド ドホーム	牧 野 裕 子	人 120	人 130

横浜市告示第 316 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年 6 月横浜市条例第 47 号）
第 7 条第 1 項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を
指定した。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	神奈川区青木町 5 番の 19 の一部、5 番の 22 の 一部及び 5 番の 29 の一 部 西区南軽井沢 8 番の 9 の一部、9 番の 3 の一 部、54 番の 1 の一部及 び 54 番の 2 の一部 中区池袋 10 番の 2 の一 部及び 10 番の 3 港北区仲手原二丁目 18 1 番の 1 の一部、181 番の 4 の一部、181 番 の 13 の一部、181 番の 18 の一部、723 番の 1 の一部、723 番の 2 の 一部、724 番の 7 の一 部、724 番の 8 の一部 、724 番の 11、724 番 の 12 及び 724 番の 13 の 一部 都筑区川和町 887 番の イ、887 番のロの一部 、888 番の 1 の一部、 889 番の 2 及び 890 番 の 8 の一部 戸塚区上矢部町 93 番の 2 の一部及び 100 番の 5 の一部	令和 5 年 3 月 17 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで
源流の森保存地区	港南区野庭町 2,307 番 の 1 の一部	令和 5 年 3 月 17 日から 令和 15 年 3 月 31 日まで

保土ヶ谷区仏向町 1,52
 2 番の 2 の一部、1,52
 3 番、1,524 番、1,52
 5 番の 1、1,563 番の
 1、1,563 番の 3、1,
 566 番の一部、1,567
 番の 2、1,567 番の 3
 、1,568 番から 1,570
 番まで、1,571 番の 4
 、1,571 番の 5 及び 1,
 571 番の 8
 旭区上川井町 3,067 番
 、3,069 番、3,070 番
 の 1、3,070 番の 2 及
 び 3,071 番
 旭区川井宿町 73 番の一
 部
 港北区新吉田町 3,292
 番
 緑区長津田町 4,713 番
 の 1、4,722 番の 1 の
 一部、4,722 番の 2、
 4,758 番から 4,761 番
 まで、4,768 番、5,55
 3 番の 1 及び 5,554 番
 の 1
 戸塚区影取町 71 番の 1
 、71 番の 2 及び 71 番の
 3 の一部

横浜市告示第 317 号

都筑区水と緑の散策マップ売払代金収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、都筑区水と緑の散策マップ売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中 竹 春

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
一般財団法人横浜市母子寡婦福祉会 理事長 道 下 久美子	神奈川県立町 14 番地 の 3	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで
公益財団法人横浜市知的障害者育成会 理事長 清 水 龍 男	神奈川県二ツ谷町 9 番地 の 5	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

公 告

横 浜 市 公 告 第 271 号

大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出

大 規 模 小 売 店 舗 立 地 法 (平 成 10 年 法 律 第 91 号) 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 大 規 模 小 売 店 舗 の 変 更 の 届 出 が あ っ た の で 、 同 条 第 3 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 5 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 届 出 及 び 添 付 書 類 を こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 間 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

な お 、 こ の 公 告 に 係 る 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 が そ の 周 辺 の 地 域 の 生 活 環 境 の 保 持 の た め 配 慮 す べ き 事 項 に つ い て 意 見 を 有 す る 者 は 、 こ の 公 告 の 日 か ら 4 か 月 以 内 に 、 横 浜 市 長 に 対 し 、 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 届 出 の 概 要

(1) 大 規 模 小 売 店 舗 の 名 称 及 び 所 在 地

ラ ン ド マ ー ク プ ラ ザ

西 区 み な と み ら い 二 丁 目 2 番 1 号

(2) 大 規 模 小 売 店 舗 を 設 置 す る 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名

三 菱 地 所 株 式 会 社

代 表 取 締 役 吉 田 淳 一

東 京 都 千 代 田 区 大 手 町 1 丁 目 1 番 1 号

(3) 変 更 し た 事 項

変 更 し た 事 項	変 更 前	変 更 後
大 規 模 小 売 店 舗 に お い て 小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人 に あ っ て は 代 表 者 の 氏 名	株 式 会 社 崎 陽 軒 代 表 取 締 役 野 並 直 文 西 区 高 島 二 丁 目 12 番 6 号 ほ か 64 者	株 式 会 社 崎 陽 軒 代 表 取 締 役 野 並 晃 西 区 高 島 二 丁 目 12 番 6 号 ほ か 63 者

(4) 変 更 の 年 月 日

令 和 4 年 5 月 1 日 ほ か

(5) 変 更 し た 理 由

小 売 業 者 の 代 表 者 変 更 の た め ほ か

2 届 出 年 月 日

令 和 5 年 3 月 30 日

3 縦 覧 場 所

中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第 272 号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

1 予防接種の種類

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種

2 接種対象者

生後 6 か月以上の者

3 実施期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

4 実施場所

市内の協力医療機関

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

次のいずれかに該当する者は、予防接種を受けることが適当でない。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの

(2) 明らかな発熱を呈している者（※ 1）

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者（※ 2）

(5) 上記に該当する者のほか、予防接種を受けることが不適当な状態にある者

※ 1 明らかな発熱を呈している者とは、通常 37.5 度以上の発熱をいう。

※ 2 いずれかの新型コロナワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかである者については、当該者に対し、当該新型コロナワクチンと同一の新型コロナワクチンの接種を行うことができない。

横浜市公告第 273 号

公園の一時利用停止

横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月横浜市条例第 11 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公園の利用を一時停止する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	一時利用停止の区域及び面積	一時利用停止の態様	一時利用停止期間
柏葉公園	中区柏葉 89 番の 1	別図のとおり 8,471 m ² のうち 1,139 m ²	立入禁止	令和 5 年 5 月 8 日から令和 5 年 12 月 22 日 まで

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 274 号

排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 効 力 の 停 止

横 浜 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 規 則 (平 成 11 年 1 月 横 浜 市 規 則 第 1 号) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 指 定 の 効 力 を 停 止 し た 。

令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 番 号	名 称	営 業 所 所 在 地	停 止 年 月 日
00423	株 式 会 社 高 橋 設 備	栄 区 上 郷 町 2 33 番 地	令 和 5 年 4 月 1 日

横浜市公告第 275 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する
特別措置法に基づく措置

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項の規定による高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置を命ずべき保管事業者を確知することができないことから、同法第 13 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

保管事業者が期限までに措置を講じないときは、市長が当該措置を講じ、保管事業者から当該措置に要した費用を徴収する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中 竹 春

1 講ずべき措置の内容

- (1) 放置された次の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、保管事業者は当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託すること。
- (2) (1)の委託に当たり、運搬を委託する場合には、当該ポリ塩化ビフェニル廃棄物の運搬を業として行うことができる者に対して運搬の委託を行うこと。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類	定格容量	放置場所	保管場所への移動日	製造者・型式・製造年	台数
進相コンデンサー	30 k V A	金沢区能見台六丁目2番地の4付近 公道上	令和 5 年 2 月 7 日	東京芝浦電気株式会社 S R T R - A 6 F R 1967 年	1

2 措置の期限

令和 5 年 6 月 1 日

3 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所

金沢区幸浦一丁目 7 番地の 1

4 問い合わせ先

中区本町六丁目 50 番地の 1

横浜市資源循環局事業系廃棄物対策課減量推進係

045(671)2513

横 浜 市 公 告 第 276 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 都 市 再 生 特 別 地 区 の 市 素 案 の 公 聴
会 の 開 催 の 中 止

令 和 5 年 5 月 10 日 に 一 般 社 団 法 人 横 浜 み な と み ら い 2 1 プ レ ゼ ン
テ ー シ ョ ン ル ー ム で 開 催 を 予 定 し て い た 横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 都 市
再 生 特 別 地 区 の 市 素 案 に 係 る 公 聴 会 に つ い て 、 公 述 申 出 期 間 終 了 ま
で に 公 述 の 申 出 書 の 提 出 が な か っ た の で 、 横 浜 市 都 市 計 画 公 聴 会 規
則 (平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号) 第 9 条 の 規 定 に 基 づ き 、 公 聴
会 の 開 催 を 中 止 す る 。

令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 277 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 市 素 案 の 公 聴 会 の 開 催 の 中
止

令 和 5 年 5 月 22 日 に 横 浜 市 戸 塚 公 会 堂 で 開 催 を 予 定 し て い た 横 浜
国 際 港 都 建 設 計 画 道 路 の 市 素 案 に 係 る 公 聴 会 に つ い て 、 公 述 申 出 期
間 終 了 ま で に 公 述 の 申 出 書 の 提 出 が な か っ た の で 、 横 浜 市 都 市 計 画
公 聴 会 規 則 (平 成 15 年 3 月 横 浜 市 規 則 第 36 号) 第 9 条 の 規 定 に 基 づ
き 、 公 聴 会 の 開 催 を 中 止 す る 。

令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 278 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 2 年 7 月 16 日 第 2020 開 1501 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 渋 谷 区 道 玄 坂 1 丁 目 21 番 1 号
東 急 不 動 産 株 式 会 社
代 表 取 締 役 岡 田 正 志
東 京 都 渋 谷 区 代 々 木 2 丁 目 1 番 1 号
積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社 東 京 マ ン シ ョ ン 事 業 部
事 業 部 長 迫 田 秀 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 小 菅 ケ 谷 一 丁 目 1,856 番 の 1

横浜市公告第 279 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 3 年 12 月 24 日 第 2021 開 503 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南区永田山王台 38 番 38 号
学校法人山王台学園
理事長 田野岡 由紀子
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
南区永田山王台 919 番の 10 の一部、919 番の 18 及び 940 番の 18 の一部

横 浜 市 公 告 第 280 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 4 月 21 日 第 2022 開 1101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 羽 町 1,707 番 地
小 池 裕
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 新 羽 町 1,207 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 281 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 7 月 22 日 第 2022 開 1106 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
戸 塚 区 矢 部 町 1 番 地 の 29
株 式 会 社 横 浜 建 物
代 表 取 締 役 小 林 東 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 北 区 富 士 塚 二 丁 目 2,069 番 の 2 の 一 部 、 2,069 番 の 5 、 2,06
9 番 の 27 、 2,069 番 の 29 か ら 2,069 番 の 32 ま で 、 2,071 番 の 1 及
び 2,071 番 の 26

横 浜 市 公 告 第 282 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 7 月 25 日 第 2022 開 101 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西 区 高 島 一 丁 目 2 番 8 号
京 浜 急 行 電 鉄 株 式 会 社
取 締 役 社 長 川 俣 幸 宏
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
鶴 見 区 生 麦 三 丁 目 384 番 の 6 の 一 部 、 384 番 の 11 の 一 部 、 384
番 の 14 か ら 384 番 の 17 ま で 、 385 番 の 1 、 385 番 の 4 、 385 番 の
5 の 一 部 、 385 番 の 8 及 び 385 番 の 12 か ら 385 番 の 14 ま で

横 浜 市 公 告 第 283 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 8 月 1 日 第 2022 開 1709 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 市 ヶ 尾 町 1,162 番 地 の 4
株 式 会 社 ピ ー ア イ コ ー ポ レ ー シ ョ ン
代 表 取 締 役 折 田 浩 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 田 奈 町 24 番 の 10 、 24 番 の 22 及 び 24 番 の 27

横 浜 市 公 告 第 284 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 4 年 8 月 8 日 第 2022 開 1503 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
中 区 尾 上 町 3 丁 目 39 番 地
株 式 会 社 ル ー ク ・ リ ア ル エ ス テ ー ト
代 表 取 締 役 小 島 歩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
栄 区 庄 戸 四 丁 目 1,230 番 の 546 の 一 部 、 1,230 番 の 588 及 び 1,
257 番 の 75 の 一 部

横浜市公告第 285 号

開発行為に関する工事の完了
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 1 項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。
令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和 4 年 9 月 13 日 第 2022 開 1112 号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内 2 丁目 7 番 2 号
株式会社オープンハウス・ディベロップメント
代表取締役 福岡良介
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
港北区新吉田東二丁目 1,125 番の 4 から 1,125 番の 30 まで

横浜市公告第 286 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 8 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 4 月 19 日
- 3 道路の幅員
5.00 m
- 4 道路の延長
24.55 m
- 5 指定の場所
旭区さちが丘 174 番の 19 及び 174 番の 25
- 6 申請者の氏名
株式会社坂本興業
代表取締役 坂本 又 二

横浜市公告第 287 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市長 山中竹春

- 1 指定番号
第 2023 ・ 11 ・ 1 号
- 2 指定年月日
令和 5 年 4 月 19 日
- 3 道路の幅員
4.50 m
- 4 道路の延長
12.20 m
- 5 指定の場所
港北区新吉田東四丁目 3,645 番の 1
- 6 申請者の氏名
株式会社ホームランド
代表取締役 小野 洋一郎

横 浜 市 公 告 第 288 号

土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更認可
土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定に
基づき、土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり
認可した。

令和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 組合の名称
大場第四土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成 30 年 9 月 5 日から令和 5 年 9 月 25 日まで
- 3 施行地区
青葉区大場町の一部及びみすずが丘の一部
- 4 事務所の所在地
青葉区大場町 384 番の 28
- 5 設立認可年月日
平成 30 年 9 月 5 日
- 6 変更認可年月日
令和 5 年 5 月 2 日

区 告 示

港南区告示第 1 号（令和 5 年 4 月 24 日 掲 示 済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、西松本町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 5 年 4 月 24 日

横浜市港南区長 栗原敏也

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	荻久保 頼 則 港南区港南一丁目 15 番 7 号	矢 嶋 一 紀 港南区港南一丁目 16 番 25 号

医 療 局 病 院 経 営 本 部

医 療 局 病 院 経 営 本 部 告 示 第 3 号

横 浜 市 立 市 民 病 院 診 療 費 未 収 債 権 回 収 業 務 の 委 託

地 方 公 営 企 業 法 (昭 和 27 年 法 律 第 292 号) 第 33 条 の 2 の 規 定 に よ
り、横 浜 市 立 市 民 病 院 診 療 費 未 収 債 権 回 収 業 務 を 次 の と お り 委 託 し
た。

令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 病 院 事 業 管 理 者

病 院 経 営 本 部 長 鈴 木 宏 昌

受 託 者 の 名 称	受 託 者 の 所 在 地	委 託 し た 期 間
弁 護 士 法 人 館 野 法 律 事 務 所 館 野 完	東 京 都 渋 谷 区 渋 谷 2 丁 目 16 番 8 号	令 和 5 年 4 月 1 日 から 令 和 6 年 3 月 31 日 まで

医療局病院経営本部告示第 4 号

横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務
の委託

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定により、横浜市立市民病院診療費コンビニエンスストア収納事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木 宏 昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
三菱UFJニコス 株式会社 代表取締役 石 塚 啓	東京都文京区本郷 3 丁目 33 番 5 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 公 告 第 15 号

職 員 の 懲 戒 処 分

地 方 公 務 員 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 261 号 ） 第 29 条 第 1 項 第 1 号 、 第 2 号 及 び 第 3 号 に よ り 、 次 の 者 を 令 和 5 年 4 月 28 日 懲 戒 処 分 に 付 し た 。

令 和 5 年 5 月 2 日

横 浜 市 教 育 委 員 会

所 属 又 は 補 職	職 名	氏 名	処 分 の 内 容
横 浜 市 立 南 高 等 学 校	教 諭	服 部 直 人	停 職 1 月

監 査 委 員

横浜市監査委員公表第 7 号

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市教育委員会から、包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

令和 5 年 5 月 2 日

横浜市監査委員	藤	野	次	雄
同	高	品		彰
同	前	田		一
横浜市監査委員職務執行者	松	本		研
同	今	野	典	人